

介護職員等特定処遇改善加算

当法人は令和元年10月より「介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ」を取得しています。

1. 介護職員等特定処遇改善加算について

令和元年10月の介護報酬改定により、現行加算（介護職員処遇改善加算）に加え、新たに創設されました。「介護職員等特定処遇改善加算」は内閣府が平成29年12月に閣議決定した「新しい経済政策対策パッケージ」において「介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされています。

また一方で、一定のルールに基づき、その他の職種（介護職員以外）への処遇改善も法人の判断で可能となる等、柔軟な運用も認められています。

当法人は運営する全事業所において「介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ」を取得しています。

2. 介護職員等特定処遇改善加算の算定要件について

① 加算算定の状況

現行加算のⅠ～Ⅲを算定していること。

当法人では運営している全事業所において現行加算Ⅰを取得しています。

② 職場環境等の要件

「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」、「その他の区分」でそれぞれ1つ以上取り組んでいること。

③ 処遇改善の取組みの見える化要件

賃金改善以外の処遇改善の取組みを行っていること。

3. 職場環境等の要件について

見えるか要件に基づき、賃金改善以外の処遇改善に関する取組み内容を下記に掲示します。

職場環境要件項目		当法人の取組み
資質の向上	働きながら介護福祉士取得を目指すものに対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援	各種研修の受講支援および費用を法人が負担している。 また、在職中に介護福祉士の資格を取得した職員に対して、法人から資格取得報奨金を支給している。
	研修の受講やキャリア段位制度と人事考課の連動	当法人の人事考課制度に基づき、評価表と連動し人事考課を行っている。
労働環境・処遇の改善	新人介護職員の早期離職防止のためエルダー・メンター（新人指導担当者）制度等導入	介護員を指導する専任職員（介護指導主任）を選任し、新人～中堅介護職員に対して研修会を実施している。
	介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器の導入	電動ベッド（超低床ベッドを含む）等を導入し、介護職員の腰痛対策を行っている。
	健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の設備	全職員にストレスチェックを実施し、臨床心理士によるセルフケア研修も行っている。
その他	地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーションの向上	小学校に職員を派遣し福祉学習を実施、また、近隣町内会での介護相談コーナーと介護講座等を開催している。
	非正規職員から正規職員への転換	非正規職員から正規職員への転換を積極的に行っている。